

富士山北面における生業の 展開と保護地域制度

Development of Local Subsistence Activities and Protected Area Regime
on the Northern Slope of Mt. Fuji

齋藤暖生

SAITO Haruo

はじめに

①対象地域の概要

②近世における富士山北面の生業

③国立公園制度と富士山

④入会制度の展開と国立公園制度

おわりに

【論文要旨】

本研究は、富士山北斜面にて行われてきた生業について、①特に採取活動の実態を通時的に明らかにし、②これが国立公園制度といかなる関係を持ってきたかを検討した。この地域では、近世から富士山の高山帯に至るまでの広大な山野を背景とした生業活動が繰り広げられていた。大正時代から昭和初期にかけて訪れた国立公園指定と観光開発の動きの中で、富士山北斜面の^{いりあい}入会住民はこの動きに主体的にかかわることはなかった。一方で、近世より継続されてきた富士山入会地での資源採取は、入会地の地盤が国有、皇室有、県有と変わる中で、管理の仕組みが精緻化し、特に今に続く入山鑑札制度として基盤が確立した。富士山の国立公園指定により、入会地のほぼ全域が国立公園の区域に包含され、現行制度においては、高山帯および亜高山帯は特別保護地区あるいは特別地域として、旧来の採取活動を停止しうような規制内容を持っている。しかしながら、各入会組合は依然として入山鑑札を発行し、高山帯であっても人々の採取を容認している。これを可能にするものとして、現行法である自然公園法により特別保護地区が新設される際に、厚生省と農林省間で交わされた覚書で、区域設定前からの慣行は着手行為として規制の対象外とする了解事項が存在する。富士山北麓地域では、少なくとも近世まで遡ることのできる採取活動が実質的に継続しており、かつ、形式的にも鑑札制度があるために採取活動の存在が公認しうものになっていることが、着手行為としての正当性を担保しているものと考えられた。一方で、入会組合と国立公園管理者の間での情報共有は行われておらず、将来的には、対立が引き起こされる可能性が指摘できる。**【キーワード】** 山梨県、入会、国立公園、特別保護地区、採集活動

はじめに

1. 保護地域としての富士山

2013(平成25)年、富士山は「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」として、ユネスコの世界文化遺産に記載された。これは、富士山(標高3,776m)が日本一の高さを誇る単独峰であることを背景として、日本の文化が形成される中で不可欠の要素となってきたことの帰結である。さらに、自然の要素としても、火山活動に起因する特異な地形や植生がもたらす景観が顕著な景勝美として評価されてきた。こうしたことから、富士山は世界文化遺産として登録されるはるか前から、富士山そのもの、およびその山麓域には数々の保護制度が適用されてきた(表1)。

表1 富士山をめぐる保護地域制度

保護地域制度	保護のための法制度	指定年	保護対象(国レベル以上の指定)	県域
文化財 (史跡名勝 天然記念物)	旧・史蹟名勝天然記念物保存法 現・文化財保護法	1922(大正11)	天然記念物「駒門風穴」	静岡県
		1922(大正11)	天然記念物「万野風穴」	静岡県
		1926(大正15)	天然記念物「富士山原始林及び青木ヶ原樹海」	山梨県
		1927(昭和2)	天然記念物「印野の溶岩隧道」	静岡県
		1928(昭和3)	天然記念物「躑躅ヶ原レンゲツツジ及フジザクラ群落」	山梨県
		1929(昭和4)	天然記念物として風穴、洞穴、溶岩樹形など計10か所	山梨県
		1932(昭和7)	天然記念物「雁ノ穴」	山梨県
		1934(昭和9)	天然記念物「忍野八海」	山梨県
		1936(昭和11)	名勝・天然記念物「白糸の滝」	静岡県
		1952(昭和27)	特別名勝「富士山」	静岡県・山梨県
		2011(平成23)	天然記念物「柿田川」	静岡県
2011(平成23)	名勝「富士五湖」	山梨県		
国立公園	旧・国立公園法 現・自然公園法	1936(昭和11)	富士山および富士山麓(演習場を除く)	静岡県・山梨県
世界文化遺産	静岡県世界遺産富士山基本条例 山梨県世界遺産富士山基本条例 山梨県・富士山景観配慮条例	2013(平成25)	(構成資産として)山頂の信仰遺跡、登山道、白糸の滝、浅間神社、御師住宅、富士五湖など計25か所	静岡県・山梨県

資料)文化庁『国指定文化財等データベース』、静岡県および山梨県の世界遺産担当部署のウェブサイトより作成

1919(大正8)年に史蹟名勝天然記念物保存法が施行されるや、静岡・山梨両県に点在する、富士山の火山活動を由来とする特徴的な自然要素が多数天然記念物として指定されている。この法制度は1950(昭和25)年に文化財保護法に引き継がれるが、現行法の元では、富士山そのものおよびそれに関連する景観が特別名勝あるいは名勝として指定されている。1931(昭和6)年には国立公園法が制定された。この準備の段階から、富士山は国立公園の指定候補の筆頭とされていた。山麓に置かれることになった広大な陸軍演習場の扱いなどを巡って問題が発生したが、1936(昭和11)年、箱根とともに富士箱根国立公園として指定された[村串2005]。このように、保護地域として富士

山を見たとき、①100年近い長期にわたる保護制度適用の歴史を持つこと、②保護対象が広範（多数）にわたること、③幾つかの保護制度が重複していること、という保護地域中の保護地域とも呼ぶべき顕著な特徴を見出すことができる。

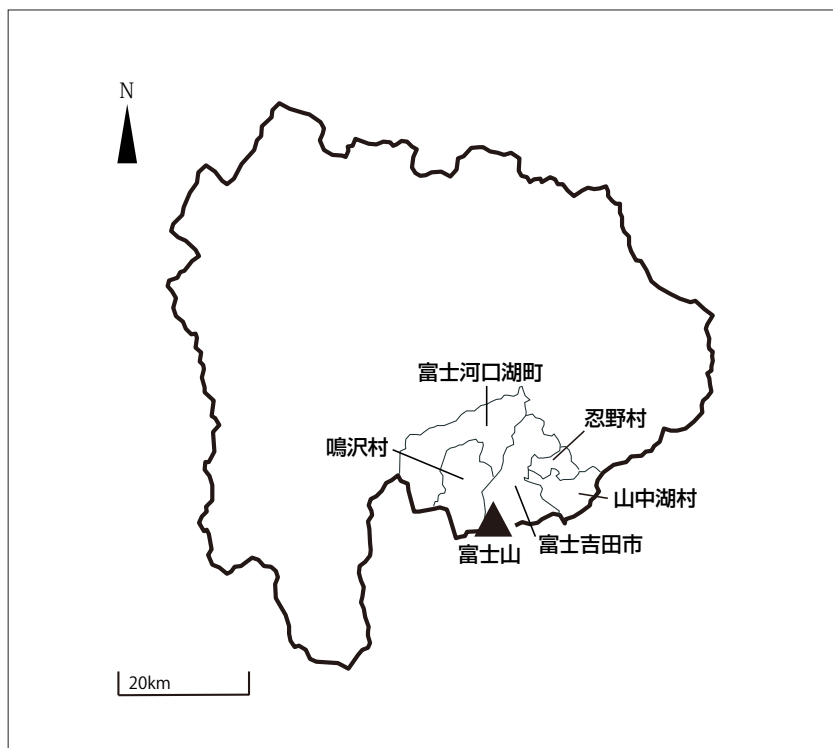
2. 本研究の目的と方法

極めて広範かつ重厚な保護地域としての特徴を持つ富士山であるが、本研究では、いくつかの面から検討対象の限定をしておく。

保護制度は地域に暮らす人々あるいは来訪者の様々な行為、すなわち生業、工作物の設置、立ち入り等に規制を課すことになる。中でも本研究は、地域住民による生業、特に林野における採取活動に着目する。その理由は、以下のようなものである。第一に、この活動は保護地域制度のしかれる前から存在するものであり、かつ、いま現在も一定程度の人々によって続けられている。保護制度による規制と人々の行為がどのように対立し、あるいは調整されてきたのか、という極めて興味深い論点が得られる。第二に、「6次産業」という現代的なキーワードに象徴されるように、地域の1次産品をツーリズムに生かすことの重要性がより広く認識される中、「採取」によって得られる産物の可能性である。「採取」されたものとあれば、より強い地域性を訴えるものとなり、地域に暮らす人々が保護地域を活用しつつ能動的に保全に取り組む契機となることが期待しうる。富士山は山麓域に暮らす人々にとっては、まさに生業の場であったが、世界文化遺産としての富士山においては、評価対象となった文化の担い手は主に地域外の人々であり、富士山直近の人々の生活文化には目が向けられていない[中山2013]。生業の場としての富士山に着目することは、富士山の文化に新たな光をあてることになると考える。

生業を対象を絞るということになれば、保護地域制度としては、国立公園制度に対象を絞ることが妥当である。その理由の第一として、国立公園制度には、保護地域の保護と利用の両立が目指されていることがあげられる。第二に、他の保護制度が生業を営む観点からは、さほど大きな影響を及ぼさないと考えられるからである。天然記念物「富士山原始林及び青木ヶ原樹海」のような例外はあるものの、富士山で指定されている天然記念物は基本的に点的な存在であり、生業活動に大きな制約を及ぼし得ない。特別名勝や名勝に関しては、それを毀損する可能性のあるものは、生業活動ではなく大規模な開発事業であり、これも生業活動に大きな制約を及ぼすものとは想定されない。世界文化遺産は、国としての法制度は存在せず、静岡県および山梨県においてそれぞれ条例が制定されている。このうち、実効性のある規制を有しているのが「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例（通称：富士山景観配慮条例）」(2016(平成28)年6月24日施行)であるが、これは工作物に対する規制に限定されている。国立公園は、富士山の山麓まで含めほぼ全域が指定区域となっており、かつ、植物採取などに関わる具体的な規制が存在する。

上述した地域における保護地域の活用という論点に関して、国立公園制度は、格好の議論の題材を提供し、多くの論者によってその運用のあり方が論じられてきた。国立公園は、単に優れた自然美を保護するというだけでなく、観光的に利用するという意図も内包していたが故に、保護と開発の葛藤が大きな問題となった[村申2005]。富士山地域の具体的な観光活用(開発)を題材として、開発のあり方について、有産階級のための開発か一般大衆のための開発か[内藤1998a, 内藤1998b, 内藤1999,



資料) 国土地理院の白地図(ズームレベル9)を元に作成

図1 本研究の対象地域

山本 2002]といった視点からの研究や、地域外資本家による開発か地域住民資本による開発か[浦 1979, 浦 1981, 土屋 1981, 土屋 1982, 山村 1989]といった視点からの研究が行われてきた。本研究は、こうした国立公園制度と地域社会の関係に関する研究に、地域の人々の生業という新たな論点を提供するという意義も持っている。

最後に、対象とする地理的範囲についても限定しておく。本研究は、静岡・山梨両県にまたがる富士山域のうち、山梨県側の、富士山斜面を入会地として利用してきた地域を対象とする。山梨県側では富士山での入会に関する多くの資料が存在し、かつ、今も入会団体による統制のもと生業活動が広く展開されているためである。この富士山に入会関係をもつ地域は、具体的には、山梨県富士吉田市、南都留郡富士河口湖町、同鳴沢村、同山中湖村、同忍野村に含まれている(図1)。

以上のように、本研究は、富士山北斜面にて行われてきた生業について、特に採取活動の実態を明らかにし、これが国立公園制度によってもたらされた規制とどのように対峙してきたかを検討することを目的とする。以下、入会団体保管資料、地域の博物館保管資料、郷土史、自治体史、国立公園関連資料の資料調査、入会団体職員、採取活動に関連する地元住民、国立公園保護官に対する聞き取り調査、地元住民による採取活動の参与観察調査(2014年7月～2018年2月)に基づいて、論述していく。

①……………対象地域の概要

1-1. 富士山北麓地域の地況

富士山北麓地域の生業のあり方を理解する上で、この地域が置かれた自然環境を確認しておくことは不可欠である。この地域の自然環境は冷涼さと土壌の貧困さに特徴付けられる。富士山北麓地域はおしなべて高標高であり、かつ海洋の影響を受けにくい内陸側に位置していることで、気温は際立って冷涼となる。気象庁のアメダス観測地点における過去30年の平均気温⁽¹⁾を見ると、南麓の静岡県側では、「富士」(標高66m)が15.8℃、「御殿場」(標高472m)が12.8℃であるのに対して、北麓の山梨県側では「河口湖」(標高860m)が10.6℃、「山中」(標高992m)が9.0℃となっている。土壌は火山である富士山の影響を直接的に受けている。富士山北麓地域の全域が、溶岩流または火山岩滓(スコリア)で覆われている。前者は、そもそも農耕に向かない。後者は、1707(宝永4)年の宝永噴火に由来する新しいものであり、農耕は可能であっても地力は極めて低い。

このような自然環境にあっては、この地域の農業生産性は低いものとならざるを得なかった。文化年間(1810年頃)のこの地域の村明細帳によって知られる各村における1戸あたりの持ち高は1石前後であった[富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合1997]。1石は、大人一人が一年間に必要とする米の量の目安とされるので、1家族で1石前後の農業生産しか得られなかったということは、この地域の農業生産性の低さを裏付けるものである。

1-2. 入会地と国立公園区域

農耕にとって劣悪な環境のため、人々は農耕地として、また地力維持のための緑肥の採取地として、広大な山野に依存することになった。さらに、農耕では補えない食料を購入するための商品生産をするためにも広大な山野は不可欠であった。こうした生業の具体的な内容については次章で触れるが、ここでは、こうした生業のための広大な山野こそ、まさに富士山の斜面であり、北麓に位置する村々の入会地であったことを確認しておきたい。

富士山の北斜面は、東側の入会地と西側の入会地に大別される(図2)。東側の入会地は、11自然村が関わる村々入会地であり、これらの関係地域は、現在の富士吉田市、山中湖村、忍野村に含まれ、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合(以下、東側組合)という入会団体が当該入会地全般の管理を担っている。西側の入会地は、もともと8自然村が関わる村々入会地であり、その後、近世期の山論などの過程で3村が離脱し、5自然村が関わる入会地となった。これらの関係地域は、現在の富士河口湖町、鳴沢村に含まれ、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合(以下、西側組合)という入会団体が当該入会地全般の管理を担っている。これら入会地の地盤所有はいずれも基本的に山梨県有地である。のちに(第3章)詳しく検討するように、この広大な山野が県有地であったということは、富士山が国立公園に指定されるにあたって無関係ではなかった。ここでは、県有地上の入会地といういささか特殊な事情の存在と、富士山の入会地がすっぽりと国立公園域に含まれることを確認しておきたい(図2)。

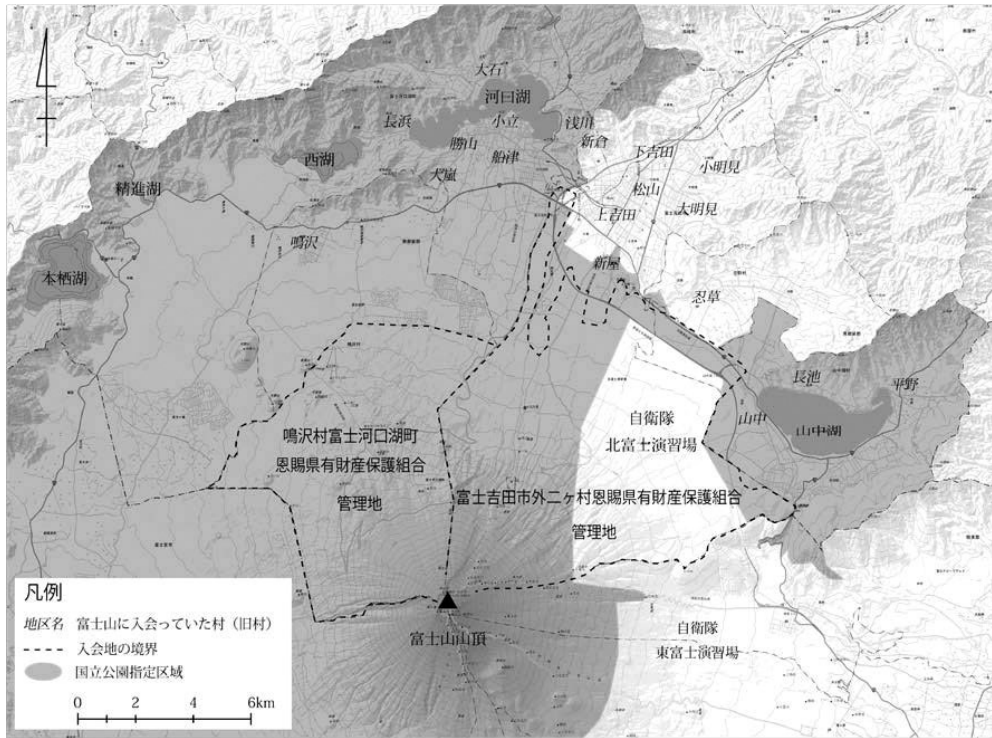


図2 富士山北麓地域における入会地と国立公園区域

資料)「富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)区域及び公園計画図」, 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合所蔵資料, 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合所蔵資料をもとに作成。ベースの地形図は国土地理院標準地図を用いた。

注) 近世期に西側入会地を利用していた村々のうち、長浜、大石は、1701(元禄14)～1702(元禄15)年に起こった駿州側諸村との境界訴訟の際に費用が払えず富士山の入会から撤退している。浅川は、1889(明治22)年に舟津村に合併した際に、独立した入会集団としての地位を失っている。

表2 富士山北東麓11ヶ村のかつての概要

	標高	文化年間				近世における主な生業
		戸数	村高(石)	持高/戸	馬	
上吉田	830m	335	628.5	1.88	26	御師, 畑作
新屋	860m	135	56.4	0.42	30	山稼, 山畑, 養蚕・製糸・製織
松山	800m	101	35.8	0.35	25	養蚕・製糸・製織
下吉田	750m	508	898.1	1.77	60	薪稼, 養蚕・製糸・製織, 畑作
新倉	770m	229	285.7	1.25	40	養蚕・製糸・製織
大明見	770m	149	150.8	1.01	52	養蚕・製糸・製織
小明見	740m	249	205.9	0.83	71	水田稲作, 畑作, 養蚕・製糸・製織
山中	1,000m	76	26.5	0.35	75	駄賃稼ぎ, 山稼, 山畑, 漁業
長池	1,000m	34	3.1	0.09	30	駄賃稼ぎ, 山稼, 山畑, 漁業
平野	1,000m	62	24.6	0.4	30	駄賃稼ぎ, 山稼, 山畑, 漁業
忍草	940m	123	30.2	0.25	79	駄賃稼ぎ, 山稼, 山畑

資料) 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合 [1997] を元に筆者作成。齋藤 (2018) より転載。

② 近世における富士山北面の生業

2-1. 富士山北麓の村落と生業

近世の村明細帳や、入会紛争に伴う膨大な文書が残され、こうしたものの中から、富士山北麓地域の

生業がどのようなものであったか知ることは⁽²⁾できる。まず、富士山入会地での採取活動の背景として、近世における富士山北麓地域の生業について概観しよう(表2)。東側入会地の関係地区の主な生業を見ると、比較的標高の低い^{こあすみ}小明見で水田稲作があったが、それ以外の地区での農耕は「山畑」と呼ばれるもの、すなわち焼畑が主体であった。焼畑は、入会地がその主な対象地となっていた。また、焼畑ではない常畠を耕作する場合には、入会地から緑肥あるいは灰を採取することが不可欠であった。

上述のように、農業生産性は極めて低いため、現金収入を得るための生業の比重がどこの村でも大きかった。山稼とあるのは、現金収入を得るための林産物の採取を意味し、柱材や板材の採取、木炭生産、販売用の薪生産を含んでいた。養蚕は桑の栽培のために入会地が利用され、さらに蚕室の暖房のため、入会地の薪が使われた。駄賃稼ぎは、馬を利用した輸送業であり、馬の飼育のために膨大な量の秣・飼葉が入会地に求められた。特殊なのは、上吉田の「御師」である。これは、^{おし}霊峰・富士山の信仰集団である富士講を相手として、宿泊業、参詣登山の世話、信仰指南をする、現代的な表現を用いるならば、宗教職とガイド業を兼ねたような生業である。これも、富士山入会地を背景とした生業である。

2-2. 生業空間としての富士山北面

当時の富士山は、その外観から、^{やけやま}焼山、^{きやま}木山、^{くさやま}草山と呼ばれる区域に分かれていた。そしてそれぞれの山域で採取を基本とする生業が営まれていた。

焼山とは、森林限界を超えた山域であり、概ね標高2,200m以上の高山帯に相当する。次節で詳しく見るように、すでに近世期には、この高山帯で薬草類の採取が行われていた。

焼山の下の方山域が木山で、これは樹木が生育していることからそう呼ばれた。標高でいうならば1,500m前後から上の、森林限界までの山域である。この標高域は、気候植生区分で見ると、その下端は冷温帯広葉樹林に当たるが、それより上の大部分が亜高山帯(針葉樹林)に当たる。広葉樹は木炭生産に使われ、針葉樹からは柱材や板材が採取された。富士山に接続する村の明細帳の中には、「^{もみ}榎」・「^{ツガ}榎」・「^{カラマツ}唐松」など明らかに針葉樹とわかる樹種名や「挽板」など具体的な製材品の名前が挙げられている。

草山は、樹木のほとんど生育しない最下部の、最も人々の居住域に近接した山域である。木山の下、標高1,500m前後までこの山域は広がっていた。気候植生区分で見ると、全体が冷温帯広葉樹林帯にあたるが、実際には樹木はほとんど生育していなかったということになる。ここは、人々の焼畑用地、採草地として利用されていた。採草は、畑地への緑肥を供給するだけでなく、農耕あるいは駄賃稼ぎのための馬の飼養のためにも最重要であった。草を燃やして肥料用の草木灰を採取することも行われた。また、ワラビやウドをはじめとする山菜類の多くもこの草山で採取された。草山は、反復的・集約的な林野利用によって、樹木のほとんど生育しない原野景観となっていたものとみなすことができる。今となっては、この山域の大部分は、植林あるいは植生遷移の進行によって森林となっているが、近世には最も人々による利用圧の高い山域であった。

2-3. 高山帯での薬草採取

近世に行われた入会地での採取活動のうち、焼山で行われた薬草類の採取について、詳しく見て



1) 肉蓯蓉 (オニク) の乾燥品



2) 黄耆 (イワオウギ)



3) 五味子 (チョウセンゴミシ)



4) はまなし (コケモモ)

写真1 富士山で採取される薬草類

おきたい。なぜなら、高山帯は後ほどしかれる国立公園制度において、特別保護地区という、最も厳しい規制下に置かれることになるからである。

富士山での薬草採取が本格化する発端は、江戸幕府第8代将軍・徳川吉宗(在位1716~1745年)の政策に求められる[齋藤2014]。吉宗は、薬種の国産化を目指して、全国各地に採薬師を派遣して、国内に自生する薬草を調査・収集させた。富士山には、1720(享保5)年から1724(享保9)年の間、3度にわたって、幕府の本草学者や役人が採薬師として派遣された。このことによりいくつかの薬種の存在が確認され、地元の人々により本格的に採取・活用されていくことになる[酒井1996]。

その主だったものは、「肉蓯蓉」^{ニクジョウヨウ}、「黄耆」^{オウギ}、「五味子」^{ゴミシ}、「はまなし」である。「肉蓯蓉」はミヤマハンノキに寄生するハマウツボ科のオニク(*Boschniakia rossica*)であり、富士山5合目~6合目(標高2,500メートル前後)の疎林・火山荒原に見られる。「黄耆」はマメ科のイワオウギ(*Hedysarum vicioides*)あるいはタイツリオウギ(*Astragalus membranaceus*)と考えられており、いずれも高山帯の火山荒原に生育する。「五味子」はマツブサ科のつる性木本チョウセンゴミシ(*Schisandra chinensis*)であり、山麓(標高1,000メートル前後)の林縁に生育する。「はまなし」は、富士山5合目~6合目に生育するツツジ科の小灌木、コケモモ(*Vaccinium vitis-idaea*)である(写真1)。「五味子」以外は焼山で採取されるものであった。なお、多くのものが中国本草学における名称を踏襲しているのに対して、「はまなし」はこの地域での地方名称が用いられており、採薬師派遣以前から利用があった可能性を示すものとして興味深い。

これら薬草の採取・活用に最も深く関わったのが、先に触れた上吉田村の御師であった。御師は、富士講のガイド業として高山に至るまでの山域を生業の場とし、さらに、「強力」と呼ばれる運び手、現代的な表現でいうならばポーター業者を抱えていた。このことは、高山帯での薬草採取をするに

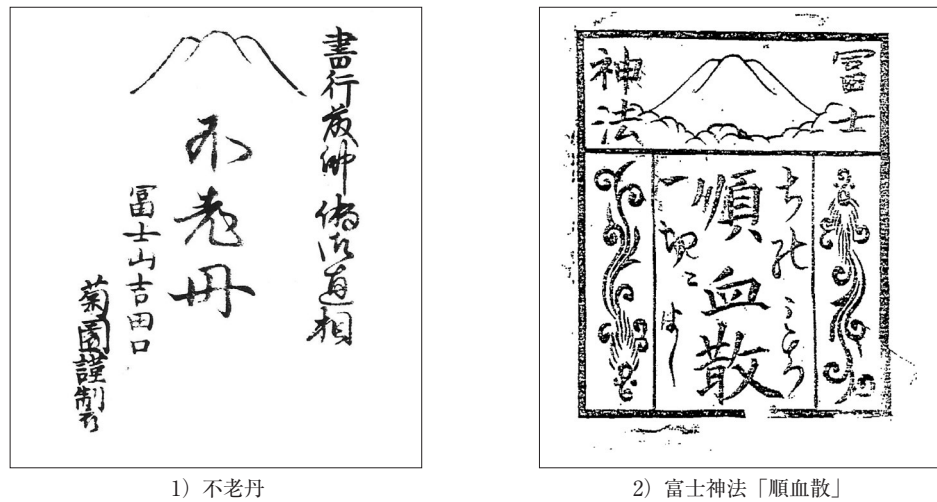


図3 御師による製薬のラベル
出典)富士吉田市歴史民俗博物館展示解説資料より

あたって大きな強みであったと考えられる[齋藤 2014]。また、当時の医療は、加持祈祷など呪術的・宗教的な要素を多分に含んでおり、霊峰とその信仰者を仲立ちする御師は、医師の役割をも担っていた[川鏑 1999]。こうした背景があり、御師は薬種の調達とそれらを調合することによる製薬、病人や富士講信者への処方を行うこととなった。御師の末裔の地元住民によると、御師が調合した薬の多くは、富士講の旦那の元へ新年の挨拶と祈祷に訪れる際に土産として用いられたという[齋藤 2014]。

御師が調合していた製薬品のラベルを図3に示す。「富士神法」という謳い文句や、薬の名称に「不老」とあることなどから、富士山で採取された薬草というイメージを利用して、付加価値を高めようとしていたことがうかがわれる。このことは、すでに近世に、富士山のイメージを意図的に活用した生業のあり方を示すものとして特筆すべきことだろう。

③……………国立公園制度と富士山

3-1. 山梨県有地としての入会地

先に触れたように、富士山入会地は基本的に山梨県の所有となっている。これには、富士山北斜面だけでなく、山梨県を通じて言える特殊事情がある。1876(明治9)～1881(明治14)年の山林土地官民有区分の際、山梨県は政府当局より示された厳格な民有地認定条件を適用し、県内の入会地の大部分を官有地として報告した⁽³⁾[大橋 1991]。以後、当時の官林の規則の中で手続きを踏んだ上で、入会地の利用がされるようになった。さらに、1890(明治23)年、山梨県内の官有地は皇室財産へと移管され、御料林となった。御料林の規則のもとで入会利用がなされることになったが、その手続きが煩雑であったり、将来的な利用に不安を覚えるものであったりしたため、多くの地域から土地の払い下げ要求が出されるだけでなく、盗伐といった実力行使や、放火による抵抗運動も起こった[北條 1966]。このため、明治後期の山梨県内の入会地は荒廃し、山林の水土保持機能は著しく

低下していたとされる。

立て続けに1906(明治39)年、1908(明治41)年、1910(明治43)年と、山梨県は全域的な大水害に見舞われた。これを受けて、1908年と1910年に県民大会が開かれた。1910年の大会は、市川文蔵外数十名ならびに県下5新聞社が発起人となり8月22日に開催され、千人以上の人々が集まった。この大会では県民から県への要求決議がなされた。これを見ると、

- 一、政府に特別水害補助法の変更を請求すること
- 二、御料林の還附を請願すること
- 三、順次各川に改修を加ふること
- 四、植林を進め土砂扞止に勉むること

とあるように[早川・須田1911:364頁]、山林の取り扱いが水害抑止にとって重要な問題と認識され、広大な御料林を県民の手元に戻すことが要求事項の中に含まれた。一方、帝室林野管理局側でも、林野の管理に限界を認識していたとされ[北條1965]、1911(明治44)年、山梨県内の御料林は人民救済のためとして、山梨県に下賜されることとなった[山梨縣1922]。こうして今に続く、地盤を県が所有し、その上で入会利用が行われるという特殊な状況が全県的に生まれた。

この御料林を由来とする県有林は、恩賜県有財産と呼ばれる。ここに入会を行ってきた地域は、保護団体として位置付けられた。富士山北斜面の東側における入会を統括する富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、西側を統括する鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合は、行政上、恩賜県有財産の保護団体という性格をも有している[大橋1991]。

3-2. 観光開発への期待と国立公園指定⁽⁵⁾

山梨県内の入会林野の荒廃が極限に達し、御料林が県有林に下賜される頃、日本全国的にも急激な自然開発が問題視されるようになっていた。こうした問題意識から1911(明治44)年に史跡名勝天然記念物保存協会が設置され、保護制度を確立するための運動が展開された。この帰結として、1919(大正8)年に史跡名勝天然記念物保存法が施行された。これと連動する形で、日本における国立公園の設立についても様々な論議と運動が展開された。国立公園設立に関する動きは明治末期に一度頓挫したものの、1916(大正5)年の原内閣によって箱根や富士山を国立公園として外国客を受け入れ外貨獲得の手段とする政策が示されると、再び大きく動き始めた。この政策的意図に見るように、国立公園の場合は単に自然を保護するのではなく観光的に利用して経済的振興も図るという思惑が強いものであった。当時の新聞記事には、「国立公園を色んな餌に」、「代議士の選挙のお土産に」などと、国立公園誘致合戦とも言うべき状況が記されており(図4)、全国各地で国立公園、さらに言えば、観光開発への期待が大きかったことが知れる。

それでは、富士山北面の場合は、どうであったのかを検討していきたい。まず、この地域で観光開発が進められるようになった背景を確認しておく。すでに述べたように、富士山北麓地域は、寒冷かつ貧困な土壌のために、農業生産性は極めて低かった。他に期待できる産業もなく、長い伝統を持つ富士登山の存在と近代登山興隆の兆しがあったこと、静岡県側に比して登山口が高標高に位置していたこと、富士五湖など際立った景勝地に恵まれていたこと、といった背景から、山梨県や地元の政治家、実業家がこの地域を観光開発することに大きな関心を抱くようになっていった。さ

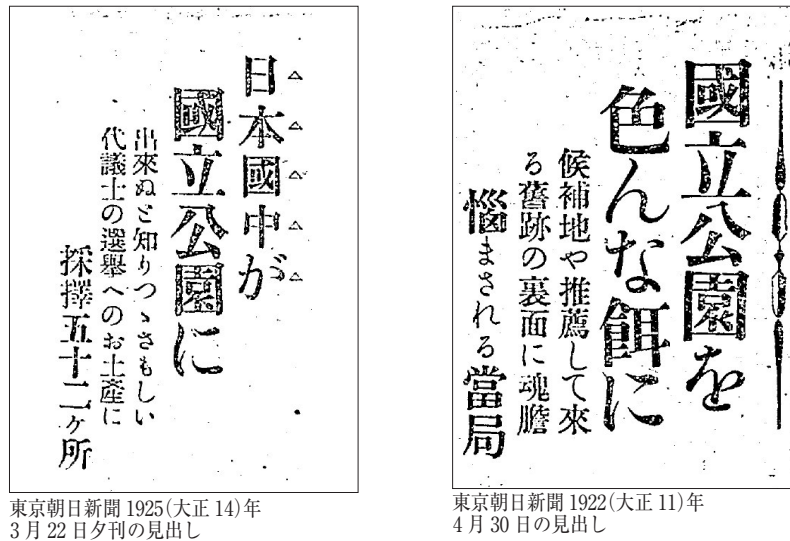


図4 国立公園誘致の熱気を伝える新聞記事

らに、富士山およびその北麓地域の大半を占める広大な恩賜県有財産を持っていたために、山梨県が主導者となる形で北麓地域の観光開発が計画されるようになった[浦 1981]。

山梨県を発端とする富士山北麓地域の観光開発計画、さらには国立公園指定までの動きを見ていこう(表3)。1917(大正6)年に山梨県知事は在京の山梨県出身実業家を集めて、富士山北麓の観光開発計画と、別荘用地として恩賜県有地、すなわち入会地を貸し出す考えを表明した[山村1989, 山村1994]。この動きの背景には、造園学者・田村剛らによる「富士北麓林野ニ関スル調査」が県知事宛に提出され、この中で観光開発計画を提起されたことが影響したと指摘されている。田村剛は、大正期の国立公園論議再興の過程から国立公園法の制定後まで中心的な役割を果たした人物であり、この調査は、政府の命による調査を担う過程で作成されたものであるとの推察もある。そうであるならば、当時の政府による国立公園政策の初動が富士北麓地域に真っ先に飛び火したということになる。しかし、この計画は県議会において、不純な動機によるものとして否定された[山村1989]。なお、その不純な動機の内実については、営利を目的とする会社に対して県が公有地を貸し出すことによって助成することを問題視するものであったと推察されている。

一度頓挫した富士山北麓地域の観光開発計画であるが、山梨県知事の引き継ぎ文書の中には、国立公園指定を前提として富士山麓を開発する課題が盛り込まれていることから、表立った動きはないものの県の行政課題として観光開発は着実に引き継がれていた。富士山は内務省の国立公園制定の準備過程において常に筆頭の候補であり、ついに1923(大正12)年に正式な国立公園候補地として発表された。この当時、県知事であった梅谷知事は開発計画を示さなかったが、1924(大正13)年に富士山北麓一帯の恩賜県有林4万町歩あまりについて、名勝としての仮指定を行い、この地域の無秩序な開発に歯止めをかけた。次期の本間知事は、1924(大正13)年のうちに、県庁内に岳麓開発委員会を置き、内々に開発計画を検討した。そして、翌1925(大正14)年の1月には、県会議員、県庁職員、在京の県出身資産家などからなる岳麓開発調査委員会を大々的に開催し、県の提案による富士山麓開発計画が決議された。さらに、この委員会が動き始めてわずか1カ月足らずで、富士山麓鉄道株式会社(以下、鉄道会社)と富士山麓土地株式会社(以下、土地会社)が設立され、県有

表3 主体別に見た富士山の国立公園指定に至るまでの経緯と観光開発計画

	国（内務省）、国会	山梨県、県議会	甲州財閥などの資本家	富士山北麓地域
1916 (大正5)	「歴史動植物其他あらゆる方面から学術的に霊峰富士を調査研究」する計画			
	内閣付属経済調査会、富士箱根を国立公園にして外貨を稼ぐ政策を提起			この報道に地元住民は関心を示さず（新聞報道）
1917 (大正6)		山梨県知事宛に田村剛らによる「富士山北麓林野に関する調書」提出される		
		山梨県知事と東京在住の山梨県出身実業家が会談、富士山麓開発に関する意見と恩賜県有林を別荘用地として貸す考えを表明		
1921 (大正10)	富士山を国立公園候補地に指定			
1922 (大正11)	国立公園候補地調査を実施			地元では大きな反響はない（新聞報道）
1923 (大正12)	国会で正式に国立公園候補地として発表される			
				南都留郡の臨時郡会で開発に関する意見書
1924 (大正13)		富士山北麓一帯の恩賜県有林を名勝に仮指定		
1925 (大正14)		県会議員、県庁職員、民間有力者などによる岳麓開発調査委員会の開催、富士岳麓開発計画書の公表。		
1926 (大正15)		山梨県議会、財界人が関わって富士山麓電気鉄道株式会社と土地会社を設立		
				軽便鉄道の建設と強引な森林伐採への住民の反対運動
1927 (昭和2)				北口乗物組合などが登山自動車の運行計画を立案、県に申請。これに対し弁当屋土産物屋を営む一部住民が反対
			梨ヶ原での別荘開発に関し、補償料をめぐって土地会社と地元民が対立	
1929 (昭和4)		県庁内に景勝開発係を設置。顧問を田村 剛に囑託		
		山梨県知事を会長に「富士国立公園協会」を設立、「富士国立公園山梨協会」に改名		
1930 (昭和5)	富士国立公園山梨協会が内務省へ国立公園指定の陳情			
1931 (昭和6)			福地村が国立公園指定を念頭に山梨県に道路網計画を委嘱（新聞報道）	
	富士山北麓地域7万7,000町歩を国立公園地区に仮指定。			
1935 (昭和10)			貴金属商・山崎亀吉氏によるケーブルカー計画	地元福地村で緊急動議が起り、挙村反対が決議される。
1936 (昭和11)	国立公園の指定			

資料) 浦 [1981], 山村 [1989], 内藤 [1998a], 村串 [2005] を元に作成

地を別荘用地として両会社に貸し付ける目論見書が立案・公表された[浦 1981, 山村 1989]。

これらの計画案が公表されると、各方面から批判が寄せられ、県議会が紛糾した[浦 1981, 山村 1989, 内藤 1998b]。そこにはいくつかの論点が含まれるが、県財政の緊縮状況において提示された県有地条件の不適切さであったり[内藤 1998b]、軌道敷設の優先順位であったり[浦 1981]、あるいは甲府盆地方面の開発との順位を問うものであったり[村串 2005]、多くは、当事者である富士山北斜面の入会住民とは無関係のものであったようである。一方で、富士北麓地域選出の議員から当該地域の住民、すなわち入会住民の意向が諮られていないとする批判も提示されたが[内藤 1998b]、この批判への十分な対応はなされなかったと思われる。なぜなら、こうした数々の課題が指摘されたにも関わらず、この年の10月のうちに、県議会内の協議会において計画が可決された[浦 1981]ためである。こうして、翌1926(大正15)年、別荘用地として恩賜県有林(入会地)の一部の貸付を受けて、鉄道会社と土地会社が設立され、富士山北麓地域の本格的な観光開発に着手することとなった。土地会社の設立当初の株式募集案内所では「国立公園の先駆、民衆別荘の施設、国際的大競技場の建設」という売り文句が記され[山村 1989: 220]、国立公園の指定がこれら観光開発の動機として強く働いていたことが知れる。こうして国立公園設立運動を底流として一気に具体化した富士山北麓地域の観光開発であるが、山梨県と在京の資産家が主要なアクターであることが明らかである。

上に見たような経緯から、これら両会社は、「まさに官民一体の観光開発会社」[山村 1989: 220]ではあったが、この「民」には、富士山北斜面に入会を行ってきた人々は含まれていないのである。

国における国立公園制度の確立にはさらに時間を要し、国立公園法が施行した1931(昭和6)年のことであった。富士山が「富士箱根国立公園」として正式に国立公園に指定されたのは、さらに遅れて1936(昭和11)年であった。この間も、山梨県が主導的な役割を果たした。山梨県は、富士山の国立公園指定に向けたその準備として、1927(昭和2)年、県庁内に景勝地開発係を置き、この顧問として国立公園の第一人者・田村剛に嘱託するとともに、造園技師を招き入れた。さらに、1929(昭和4)年には県知事を会長として富士国立公園山梨協会を設立し、内務省への陳情を行うなど、実質的な国立公園誘致運動を展開した。1931(昭和6)年には、富士国立公園地区として富士北麓地域の7万7,000町歩が仮指定された。この後、公園地区に箱根を含むか否か、あるいは、陸軍演習場の扱いをどうするかで調整が長引き、正式に富士山が国立公園の仲間入りを果たすのは1936(昭和11)年になるが、この間、富士北麓地域の住民みずからが国立公園指定そのものに関わる動きを取ったことは認められない。

以上見たように、富士山の国立公園指定および富士山麓の観光開発の主役は山梨県、あるいは山梨県出身の資産家である。山梨県の地方紙である『山梨日日新聞』を網羅的に調査した村串[2005]の研究によると、特に当初は、地元での関心の低さが指摘できる。入会団体の一つ東側組合の組合史を紐解いて見ても、これまでみた時期に国立公園問題、観光開発問題が重要な問題として議論された形跡は見当たらない。この研究によって知れるのは、開発計画論議と国立公園指定の動きの期が熟してから、いくつかの開発を期待する動きと、懸念する向きがそれぞれあったということである。これらの動きを確認すると、まず、1923(大正12)年に富士山が国立公園候補地に指名されたことを受けて、南都留郡⁽⁶⁾の臨時郡会で観光開発と景勝地の保護などを盛り込んだ意見書が決議され、

山梨県に上申された。富士山北麓地域を挙げての公式な動きは、これまで知れる限りでは、この南都留郡会の動きだけである。やや目立つのは、福地村において観光開発をめぐる利害対立が複数回にわたって取りざたされていることである。福地村は富士講の御師集落であり吉田登山口(北口)を利用する登山客相手のサービスを手広く展開した上吉田地区を含んでいたことから、交通機関の開発に対して特に内外での利害が対立しやすかったであろう。これ以外には、例はわずかであるが、入会住民一般の開発への異議申し立てとして、別荘用地とされた入会地の補償料をめぐる入会住民の不満や、県山林局の強引な森林伐採への住民の反対が示されている。また、別荘用地の貸し出しについては、資金調達のために相対的に利用価値が低い土地を手放すことには大きな抵抗はなかったとする推察もある[土屋1981]。

富士山北斜面を生業の場とする地域の人々が、富士山の国立公園指定にどのように関わったか、という視点から見ると、以下のようにまとめられる。当時の山梨県は産業に乏しく、富士山北麓地域は特に農業生産性が低く、一方では際立った景勝地を抱えていたことから、山梨県は富士山北麓地域を観光開発することに大きな意欲を持っていた。富士北麓一帯の入会地は県有地という所有形態を取っていたために、山梨県主導の観光開発が計画される温床となった。山梨県は民間資産家、特に山梨県出身の在京資産家を巻き込んで観光開発を推し進め、同時に、国立公園指定に向けて精力的に取り組んだ。こうした過程に富士山北面で生業を営む人々が、主体的に関与することはほぼなかった。伝統的に富士講をはじめとする富士登山者を相手とするサービス業を生業としてきた地域から、新たな交通開発に対して反対表明がなされたものの、山野での採取活動をする人々の意向は表明されることはなく、また汲み上げられた形跡は認められない。

3-3. 国立公園の制度内容と富士山地域の管理計画

富士山が国立公園に指定された当初の公園管理は1911(昭和6)年施行の国立公園法によっていた。すでに廃止となっているこの法律については、国立公文書館デジタルアーカイブによって知ることができ、資源採取の観点から見ると、この旧制度のもとでは、特に保護上重要な場所は特別地域に指定され、木竹の伐採が規制されることになっていた。1949(昭和24)年には、さらに厳重に保護すべき地区として、保存地区の規定が追加され、ここでは高山植物の採取が規制される仕組みができた。富士山では、1938(昭和13)年に、特別地区の指定がなされたが、一切の高山植物の採取が規制される保存地区の適用はなされなかった。それ以上の実態は明らかにすることはできないが、1950年頃の状況を検討した山村の研究[山村1994]によって、およその類推をすることができる。当時の富士箱根国立公園計画書では、特別保護地区⁽⁷⁾は目下検討中という段階であり、公園区域は特別地域、制限緩和地区、集団施設地区、単独施設、道路(歩道・車道)、埠頭棧橋などで構成されていたという。加えて、地域の観光協会等から、登山道の整備や、重要箇所⁽⁸⁾の保護管理、植物名表示や注意書き等の看板の費用負担について陳情が出されていることから、当時は国立公園地区の管理は試行錯誤の発展途上段階にあったことがうかがわれる。

1957(昭和32)年、自然公園法が施行され、国立公園はこの新しい法律下で管理されることになった。この新しい制度下では、国立公園地区は、特別地域と普通地域に大別され、特別地域はさらに特別保護地区と第1種～第3種特別地域に区分される。富士山では、旧法制下での特別地区を継承

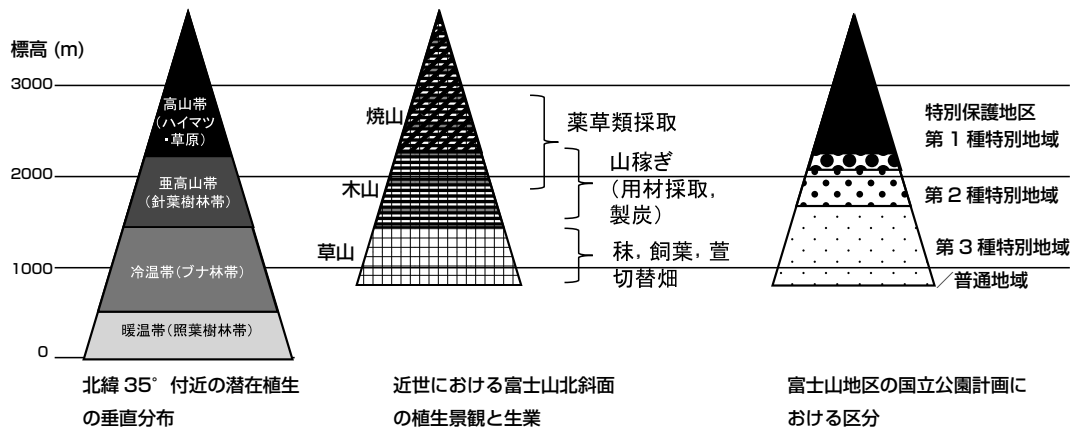


図5 富士山北斜面における生業分布と国立公園計画区域

資料)「富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)区域及び公園計画図」および『恩賜林組合史(上巻)』を参考に作成

する形で新法制下での特別地域が指定されたが、1996(平成8)年になるまで、特別保護地区の指定はなされなかった⁽⁸⁾[田村1996]。

現行の管理計画では、富士山地区のうち山梨県側の地区区分は、特別保護地区3,229ha、第1種特別地域2,065ha、第2種特別地域7,697ha、第3種特別地域10,440ha、普通地域13,311haの合計36,742haとなっている[環境省2006]。これら地区区分の分布を見ると、概ね標高の高い順から低い山麓地域に配列されているとみなすことができる。すでに述べた近世期の生業空間も加味し、整理すると図5のようになり、少なくとも近世より人々が採取活動の場としてきたエリアの大部分が特別地域に組み入れられていることがわかる。

詳しくは次章で検討するが、採取活動への規制について現行制度下での地区区分の特徴を見ておくと、特別保護地区ではあらゆる植物の採取・損傷に大臣の許可が必要であり[自然公園法第21条3の7]、第1種～第3種特別地域においては、指定された植物の採取・損傷に大臣の許可が必要となっている[自然公園法第20条3の11]。許可が得られれば、採取できるものとの解釈されるものの、『富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画』によれば、植物の採取・損傷に対して許可が与えられる基準は、研究実績のある研究者に限定するなど厳密に学術目的であることを確認する方針が示されており、実質的な禁止措置が取られている。なお、現場で保護管理の業務にあたっている自然保護官への聞き取り調査によれば、植物の「採取」は植物を根株から掘り取る行為を指し、「損傷」は植物体の一部を折ったり除去したりする行為、を指すものであるという。

④……………入会制度の展開と国立公園制度

4-1. 明治以降の生業と鑑札発行

前々章において詳しく見た高山帯、すなわち国立公園制度下では最も厳しい規制を受ける山域での採取活動の明治以降の展開について見ていく。

焼山を主体に行われた薬草採取は、富士講と御師の存在を背景にこの地に確たる生業として定着

表4 富士講衰退過程の新聞報道

掲載年月	記事内容	掲載紙
1875(明治8)年4月22日	重病人を医者に診せずに富士講以外に頼むものはないという知人の批判	読売新聞
1876(明治9)年2月18日	富士講仲間の社長が改心し、開帳などへ旗を立てて繰り出すのをやめる	読売新聞
1876(明治9)年6月24日	神へ参詣する富士講で大騒ぎするのはなんとも間抜け	読売新聞
1876(明治9)年8月8日	汚い装束の富士参りは外国人に笑われる	読売新聞
1907(明治40)年8月4日	富士講老先達の言葉として、富士講ももう駄目、若い者は鈴を鳴らして掛け念仏を唱えることを恥ずかしくてできないという	東京朝日新聞
1908(明治41)年10月3日	新罰令において、吉凶禍福を説き祈禱符呪をなすものと病者にまじない祈禱などを施すものを罰則の対象とする	東京朝日新聞
1908(明治41)年11月22日	富士講の先達行者は新罰令に抵触する対象者だが、その行動はなかなか警察の網にかからず	東京朝日新聞

資料) 新聞記事検索データベース『ヨミダス歴史館』『聞蔵Ⅱ』を元に筆者作成

したが、富士講は江戸末期にもっとも興隆したものの、明治時代の訪れとともに急激に衰退した。これには、明治初年の神仏分離および廃仏毀釈など国家政策の圧力だけでなく、民衆の医療や科学に対する認識の変化も大きく作用したようだ。1875(明治8)年4月22日の読売新聞には、信心に頼る医療行為を非難する投書が掲載されたほか、明治初期には富士講を蔑視するような新聞記事が散見される(表4)。さらに、1908(明治41)年に施行された警察犯処罰令は、呪術的な医療行為を取り締まることとし、富士講の活動も監視対象となった。かつて御師に薬種を提供していたという富士吉田市内の薬局に残る大正時代の帳簿を調査したところ、もはや富士山由来の薬草の取引を確認することはできなかった。このように、富士講という支柱を失った富士山の薬草文化は大正時代を待たずして、なりを潜めてしまったと思われる[齋藤2014]。

しかしながら、この動向は、地元住民の民間薬としての薬草文化が消滅してしまったことを意味するものではない。現在60代～70代の地元住民への聞き取り調査によれば、かつてコケモモやオニクが朝市や訪問販売によって販売されていたことを記憶しており、今となっては販売されることはなくなったが、各家庭での自給利用は確実にあるという。以下では、高山帯での採取活動が継続して行われてきた事実を、史資料によって確認していく。

前章に見たように、他の山梨県内の入会地と同様に、富士山北斜面の入会地も官有林に編入され、その後皇室に移管されて御料林となり、さらには山梨県に下賜されて恩賜県有林となった。御料林から山梨県に下賜された直後、すなわち1911(明治44)年6月1日から7月6日まで農商務省山林局長・上山満之進が山梨県における入会慣行について実地調査した結果を報告した『山梨県恩賜林視察復命書』[北條1965]によると、各入会団体が御料局から払下を受けてきた入会産物の中に、東側組合では「ニクヅク(オニク)」「^{マツタケ}松茸」が、西側組合では「^{コケモモ}苔桃」が見え、明治時代末期において高山帯での採取活動が継続して行われていたことが確認できる。なお、マツタケは近世期の記録は確認できないが、これは、のちにも触れるように亜高山帯～高山帯に自生するコメツガ林から発生するものであり、この採取活動が高山帯にまで及んでいたことはほぼ確実である。

さらに、東側組合、西側組合がそれぞれ発行してきた入山鑑札は、高山帯での採取が継続されてきたことを知る格好の資料である。表5に両組合が取ってきた入山鑑札制度について、その変更過程に沿ってまとめた。鑑札の発行自体は東側組合で1890(明治23)年に認められる。東側組合で鑑

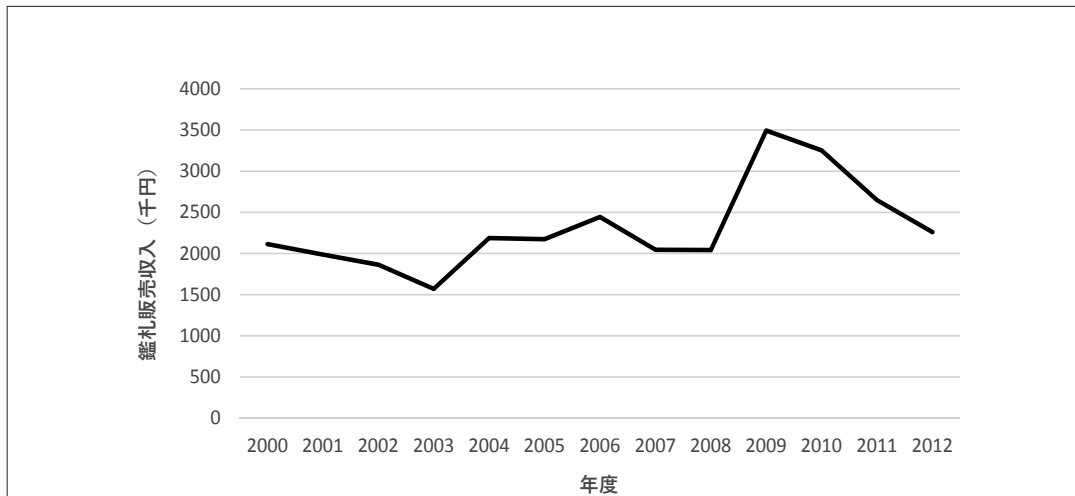
表5 富士山入会地における入山鑑札制度

1) 東側組合		2) 西側組合	
制定年	鑑札の内容	制定年	鑑札の内容
1890 (明23)	①自用品伐採 10 銭, ②山稼 50 銭, ③薪山稼 15 銭	初期の鑑札内容不明	
1896 (明29)	①用材稼 80 銭, ②薪 20 銭		
1908 (明41)	①薪炭 (荷馬車) 2 円, ②薪炭 (その他) 50 銭, ③芝草刈取 10 銭, ④副産物採取 10 銭, ⑤売払区域入山鑑札 10 銭	1912 (大元) ①主産物, ②副産物, ③その他 各 10 銭	
1913 (大2)	①用材 10 銭, ②薪炭材 馬車 1 円 その他 30 銭, ③やといもや 10 銭, ④小柴 10 銭, ⑤下草 10 銭, ⑥雑 (スズ竹, ハマナシ其他) 10 銭		
1924 (大13)	①小柴 50 銭, ②やといもや 50 銭, ③下草 30 銭, ④梅茸 1 円, ⑤ニクヅク 1 円, ⑥スズ竹 1 円, ⑦雑 (ハマナシ其他) 30 銭	経過の詳細不明	
経過の詳細不明			
経過の詳細不明		1960 (昭35)	①スズタケ 200 円, ②コケモモ 100 円, ③キノコ 100 円, ④小柴 50 円
		1969 (昭44)	①スズタケ 200 円 (業とする場合 500 円), ②コケモモ 200 円 (500 円), ③キノコ 200 円 (500 円), ④小柴 200 円 (500 円)
2000 (平12)		省略	
		1999 (平11)	①スズタケ 500 円 (業とする場合 2,000 円), ②コケモモ住民のみ 500 円, ③キノコ住民 500 円 (1,000 円) 住民以外 1,000 円, ④小柴 500 円 (5,000 円), ⑤オニク住民のみ 500 円
現在に至る		省略	
		2010 (平22)	①スズタケ 1,000 円 (業とする場合 10,000 円), ②コケモモ住民のみ 1,000 円, ③キノコ住民 1,000 円 (10,000 円) 住民以外 2,000 円 (20,000 円), ④小柴 1,000 円 (10,000 円), ⑤オニク住民のみ 1,000 円

資料) 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合 [1997], 資料) 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合所蔵資料 同 [1998], 同 [2000], 志賀ほか [2008] を元に作成

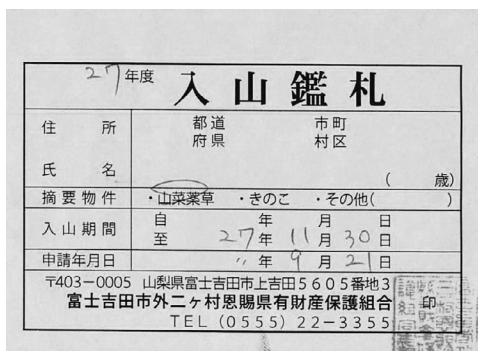
札の発行を始めたのは、明治以降の生産物需要の増大に伴うトラブルを自治的に解決しようとする試みであった [北條 1977]。鑑札の発行により入会利用をコントロールしようとする方法は、官民有区分事業のただ中であつた 1878 (明治 11) 年に山梨県が官林の管理のために発布した「官林取締仮規則」においてすでに導入されていた [大橋 1991]。先に示した上山満之進の復命書では、山梨県内の入会御料地に共通する通則として「入会団体ハ入林鑑札ヲ発行シ必ス入林者ニ携帯セシムヘキコト」を挙げているように [北條 1965: 80 頁], 入林鑑札制度はよく浸透していたと言える。西側組合では、大正以前の資料状況は不明であるが、御料林編入後に遅かれ早かれ鑑札発行を始めていたものと考えられる。

御料林時代に成立した入林鑑札を入会団体が発行する仕組みは、恩賜県有林の保護管理においても引き継がれた。最初に見られる東側組合の鑑札は、木材に限ったものであるが、その後、鑑札発行の内容は多岐にわたるようになる。高山帯での資源採取について注目すると、東側組合では、1913 (大正 2) 年にコケモモの鑑札が設けられ、1924 (大正 13) 年には、^{ツガタケ}梅茸とニクヅク (オニク) の鑑札が設けられたことが確認できる。梅茸は、マツタケのことであり、この名称は亜高山帯～高山帯のコメツガの林から発生することを示すものである。西側組合では、史料の欠損が多いが、遅く



資料) 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合所蔵資料

図6 西側組合における鑑札販売収入



1) 東側組合が発行した鑑札



2) 西側組合が発行した鑑札 (控え)

写真2 入会組合によって発行される入山鑑札

とも 1960 (昭和 35) 年にはコケモモとキノコの鑑札が発行されていた。西側組合事務担当者への聞き取り調査によると、鑑札発行の対象となっているキノコの主要なものはマツタケであり、亜高山帯～高山帯を主要な採取地とするものであるという。

このように、高山帯までおよぶ人々の採取活動は、富士講の衰退によって姿を消したわけではなく、地域の住民によって連綿と続けられてきたことが明らかとなる。そして重要なのは、富士山が国立公園にされた後も、さらに、1996 (平成 8) 年に高山帯において特別保護地区が適用された後も、発行が続けられてきた事実である。

最後に、現在の鑑札制度の実態について見ておこう。図6に西側組合での鑑札販売収入の推移を示す。入会組合による鑑札発行は衰えるどころか、むしろ拡大してきたと言ってよい。西側組合での聞き取りによると、鑑札収入のうちおよそ9割をキノコの鑑札販売によるものが占めるという。また、明確な記録は残っていないものの1964 (昭和 39) 年に富士山五合目に至る観光道路「スバルライン」が完成したことにより、地区外からのキノコ採取者に対しても鑑札を発行するようになったという。1999 (平成 11) 年には、入会住民と地区外からの来訪者とで料金を変えたとともに、高山帯に生育するコケモモとオニクについては、入会住民のみを鑑札発行対象としている。西側組合

の担当者によると、詳細な時期は不明だが20年ほど前に環境省自然保護官よりコケモモおよびオニクの鑑札発行をやめるよう要請があったという。これに対して、組合側は入会なので停止できない旨応じ、販売対象を入会住民に限定することになったという。西側組合における、この1999(平成11)年の鑑札制度の変更は、1996(平成8)年に富士山の高山帯が特別保護地区に指定されたことによる影響の可能性が高い。

東側組合でも、地区外からの来訪者の増加に対応して、外部者にも山菜およびキノコの鑑札を発行してきたが、2000(平成12)年に大きな制度変更がなされ、鑑札発行の対象は外部からの採取者のみとしている[志賀ほか2008]。入会住民は、居住地を示す証明書を提示することによって無料で山菜やキノコを採取できることになっている。

両組合が現在発行している鑑札の例を写真2に示す。いずれの組合においても、現場監視をするスタッフが雇用されており、採取者に対して鑑札販売をすると同時に適切な採取活動を促すことで入会地の管理を行っている。なお、両組合とも入山鑑札の発行を継続しているが、2011(平成23)年の福島原発事故の影響で、富士山一帯の野生キノコから基準値を超える放射性物質が検出されており、2012年(平成24)度以降はキノコの鑑札販売は行われていない。

4-2. 入会慣行と国立公園制度との間で

富士山での採取活動の観点から、国立公園制度がもたらす規制について詳しく確認しておこう。国立公園指定当初の国立公園法のもとでは、特別地域であっても、規制内容は植物に関しては木竹の伐採にとどまっていたために、薬草や山菜、キノコを採取する上では大きな問題とならなかったと考えられる。これに変わって1957(昭和32)年に施行された自然公園法では、特別保護地区という地区区分が設けられ、一切の植物採取が規制の対象となり、さらに特別地域(第1～第3種)では高山植物など指定植物の採取が規制対象となっている。前述したように、富士山の場合、この地種区分は1996(平成8)年に適用された。

富士箱根伊豆国立公園の富士山地区では、すでに見たように(図5)、高山帯が特別保護地区に指定され、亜高山帯までの山域が一部に普通地域を含みながら大部分が特別地域(第1～第3種)に指定されている。国立公園の現場管理に当たる自然保護官によると、菌類(キノコ)も植物とみなすことから、特別保護地区においてはオニクやコケモモなどの植物だけでなく、マツタケも規制の対象となるということである。富士山地区の特別地域(第1～第3種)について規制対象として定められている指定植物は400種あまりあり、この中にはマツタケは含まれていないものの、古来より利用されてきたオニク、コケモモ、イワオウギ、タイツリオウギが含まれる。

こうしてみると、富士山北斜面で行われてきた入会慣行、特に入会団体による鑑札発行は、現行の国立公園管理計画と深刻な矛盾を抱えているように思われる。この点について、東側入会団体は、自然公園法が施行される際に交わされた覚書を根拠として保管している。すなわち、これは1957(昭和32)年4月9日に当時の厚生事務次官と農林事務次官との間で交わされた覚書であり、筆者による環境省への情報公開請求によって実在することが確認された。この覚書にある、特別保護地区についての項目を以下に示す。

第1 国立公園及び国定公園

(中略)

2 特別保護地区

(中略)

- (2) 特別保護地区の指定又は拡張前から慣行的に特別保護地区内において植物、落枝又は落葉の採取が行われている場合には、第18条第3項ただし書該当の着手行為として同項本文の許可を要しないものと解釈すること。

[自然公園法の運用に関する覚書32林野4601号、厚生省発国第22号]

文中第18条第3項とあるのは、自然公園法のそれであり、現行法では存在しない規定であるが、文意からこれは規制の対象外となる「着手行為」について規定したものであると推定される。特別保護地区の指定の時期は昭和32年を遡ることはないため、上記までの検討で見たように、富士山入会地で行われてきた採取活動は、明らかに「着手行為」に該当するものとなり、環境大臣の許可を要せずして採取活動が可能となる。特に、富士山入会地においては、国立公園に指定されるよりも前から入山鑑札が発行されていたことは、採取行為が慣行として存在してきたことを明白に証明する事実であり、「着手行為」であることの正当性を確実にするものと考えられる。

ところが、この覚書に現れている了解は、広く共有されているわけではなく、むしろ問題含みであるとも言える。自然保護官によれば、こうした覚書の存在は知られていないという。実際に、前述したように、西側組合には、コケモモとオニクの鑑札発行を停止するような要請があった。自然保護官が実務にあたって参照する『自然公園実務必携』にも、このことは触れられていない。さらに、自然保護官にも異動があり、3年前後で別の地方へ勤務地が変わることが一般的であるというから、仮に、特定地域の事情として認識されていたとしても、それが後任に引き継がれなくなる可能性は高い。いずれにせよ、富士山の国立公園管理の現場において、現時点では着手行為の存在は認識されておらず、原則に則った公園管理が行われている。その結果、不幸なことに、地元の住民が特別保護地区でオニクを採取して検挙された事例も確認された[山梨日日新聞2014年8月21日]。

聞き取り調査によると、入会団体と自然保護官が会合を持ったり、連絡を取り合ったりすることは基本的にないという。自然公園法が成立した当時は、両者の了解としてあったとしても、その時からすでに半世紀以上の年月が経っている。当初は、問題の火種は水面下にあったが、現在は、それが水面上に露出し、いつ着火してもおかしくない状況になっているのではないだろうか。

おわりに

本研究では、富士山北斜面を事例として、生業の場としての側面と、保護地域としての側面が、いかなる関係にあるのかを、通時的に素描してきた。このことによって、富士山北麓地域は生業と保護地域制度の葛藤の場として、以下のように特徴づけることができる。

富士山北麓地域の人々にとって富士山の存在は、低位の農業生産性と、一方では、来訪者を引きつける上での優位性という、二つの所与の条件をもたらすものであった。前者の条件から多くの村々

では、広大な裾野を持つ富士山を生業の源泉として依存することになった。後者の条件から一部の村で、御師・強力のように富士講参詣者への応対を業とする、いわばサービス業がすでに近世期に成立していた。こうした中から、薬草採取に見るような、富士山の高山帯にまでおよぶ採取活動が定着した。明治時代に入ると、人々の生業の場であった入会地は、その地盤所有が国、皇室、さらには県へと移転する運命に見舞われたが、この過程で入会地管理の精緻化が図られ、鑑札発行に見るように、人々による資源採取は公認される形式が整えられた。広大な入会地の地盤所有が県に移行したことは、山梨県が富士山北麓地域の観光開発と国立公園指定に向かわせる大きな原動力となった。こうして、観光開発と国立公園指定に向けての動きは山梨県主導のもと、資産家の参画を得ることで、迅速に進んだ。この過程で、富士山を生業の場とする人々の存在はほとんど顧みられず、地元住民の目立った動きも見られなかった。富士山全域が国立公園として指定され、のちに、採取活動を著しく制限しうる公園管理体制が敷かれるが、この地域の場合、国立公園指定以前より採取活動が行われていたことが史実より明らかである。さらに、外見上の変化こそあれ、それら採取活動が継続されてきたことで、着手行為としていまも広大な富士山北斜面が生業の場としての意味合いを保持している。しかしながら、入会慣行への理解が得られにくい状況があり、入会権者側と公園管理者とのコミュニケーションが図られなければ、両者間で深刻な対立を生む危険性が高まりつつある地域でもある。

最後に、今後の課題を指摘しておく。第一に、現時点での資料の不足から、国立公園指定の動きに対する入会住民の認識を十分に明らかにし得ていない。わずかに、国立公園指定を歓迎する態度、逆に反対する態度、あるいは無関心の態度の断片を知り得たが、全容はほとんど不明のままである。保護地域制度と生業の関係を考える上で欠かせない論点を含んでおり、今後取り組みたい課題である。

第二に、入会慣行の継続をめぐる問題である。本稿では取り上げられなかったが、富士山での採取活動に携わる人の減少傾向がうかがわれる。このことはいくつかの重要な論点に関係してくる。この研究が明らかにしたように、国立公園内での資源採取が認められる根拠は、旧来から継続されてきた慣行であるということであった。今後、採取の慣行が途絶えたとすれば、地元地域にとって、富士山という土地柄を生かす術を大きく失うことを意味する。近世に富士山が産地であることをアピールした薬品が商材となっていたように、富士山で採取される産物は、現代においても当該地域の人々によって有効活用しうるものであり、着手行為として採取活動が継続されることは重要な意味を持っている。さらに、仮に富士山を象徴する産品として活用されるならば、人々の資源保全すなわち持続的可能な資源利用への関心が高まり、現時点ではまだ芽生えていない当地の国立公園の協働管理への展開も想定され、今後の国立公園管理にとってもプラスの要素となりうると考えられる。

謝辞

本研究の調査にあたり、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産組合、環境省富士五湖自然保護官事務所、富士吉田市立歴史民俗博物館、山梨県教育庁学術文化財課の担当者の方々、および富士山で採取活動を行なっている入会住民の方々に多大な協力をい

ただいた。個人名を出すことは差し控えるが、記して感謝申し上げる。また、本研究は、JSPS 科学研究費補助金 26570031、同 24710044 による助成を受けた。

註

- (1)——1981～2010年の値。気象庁ウェブサイト「過去の気象データ検索」(URL: <http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)による(2018年2月20日最終閲覧)。
- (2)——本節と次節は特に引用のない限り、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合 [1997]を参照している。
- (3)——この背景として、人々が地租の負担を免れるようにとの当時の山梨県令の配慮があったとされる [北條1966]。
- (4)——こうした対立は、すでに官民有区分事業が実施されている最中に始まっていたことが指摘されている [大橋1991]。
- (5)——本節では、特に引用のない限り、村申 [2005]を参照としている。
- (6)——富士山北斜面に入会権を持つ地域は全てこの郡に所属している。
- (7)——後述にあるように特別保護地区の創設は1957(昭和32)年の自然公園法によるので、保存地区を指したものであると思われる。
- (8)——特別保護地区が設定された詳細な理由は不明であるが、現地の環境省自然保護官によると、富士山山頂部の土地所有をめぐる裁判が結審したことで、高山帯の特別保護地区指定に向けた協議が可能となった事情が働いたとの見方がある。この裁判は、富士山本宮浅間神社が1948(昭和23)年に国に対して富士山八合目以上の土地の所有権を譲与するよう求めたことに端を発する争いで、1974(昭和49)年の最高裁判決をもって結審した [山内1974]。
- (9)——2016年2月1日聞き取り。

文献

- 浦 達夫. 1979. 「富士山北麓河口湖・山中湖畔の観光開発(その1)」『地理月報』第267号, pp.5-8.
- 浦 達夫. 1981. 「富士山北麓山中湖畔の観光開発」『(立正大学) 地域研究』第22巻第1号, pp.19-28.
- 大橋邦夫. 1991. 「公有林における利用問題と経営展開に関する研究(1) —山梨県有林の利用問題—」『東京大学農学部演習林報告』第85号, pp.85-165.
- 川鍋定男. 1999. 「江戸時代、甲州における医者と医療意識」『山梨県史研究』第7号, pp.66-106.
- 環境省. 2006. 『富士箱根伊豆国立公園(富士山地域) 公園計画書』環境省, p.127.
- 齋藤暖生. 2014. 「富士山と薬草」『BIOSTORY』22, pp.42-45.
- 齋藤暖生. 2018. 「富士山北麓における生態と生業—地域環境の制約と可能性—」『静岡県民俗学会誌』31・32合併号, pp.1-10.
- 酒井耕造. 1996. 「富士山北麓の薬園について」『富士吉田市史研究』第11号, pp.61-95.
- 志賀和人・御田成顕・志賀 薫・岩本 幸. 2008. 「林野利用権の再編過程と山梨県恩賜県有財産保護団体」『林業経済』61(8), pp.1-16.
- 田村省二. 1996. 「富士箱根伊豆国立公園「富士山地域」の公園区域及び公園計画の変更の概要」『国立公園』549, pp.14-16.
- 土屋俊幸. 1981. 「交通資本による観光開発の展開過程<昭和戦前期>—富士急行を事例として—」『林業経済研究』100, pp.30-34.
- 土屋俊幸. 1982. 「交通資本による観光開発の展開過程—戦後期—」『林業経済』, 35(9), pp.11-21.
- 内藤嘉昭. 1998a. 「富士北麓の昭和初期における社会変動と観光開発(192~1945)(1)」『(奈良県立商科大学) 研究季報』第9巻第2号, pp.1-7.
- 内藤嘉昭. 1998b. 「富士北麓の昭和初期における社会変動と観光開発(1926~1945)(2)」『(奈良県立商科大学) 研究季報』第9巻第3号, pp.19-27.
- 内藤嘉昭. 1999. 「富士北麓の昭和初期における社会変動と観光開発(1926~1945)(3)」『(奈良県立商科大学) 研究季報』第9巻第4号, pp.1-10.
- 中山正典. 2013. 『富士山は里山である—農がつくる山麓の風土と景観—』農山漁村文化協会, p.212.

-
- 早川文太郎・須田宇十. 1911. 『山梨縣水害史』山梨縣水害史発行所, p. 447.
- 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合. 1997.
『恩賜林組合史(上巻)』富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合, p. 604.
- 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合. 1998.
『恩賜林組合史(中巻)』富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合, p. 871.
- 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合.
2000. 『恩賜林組合史(下巻)』富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合, p. 674.
- 北條 浩編. 1965. 『恩賜林の去今来(入会問題資料叢書Ⅲ)』宗文館書店, p. 250.
- 北條 浩. 1966. 『御料林と農民-山梨県入会斗争史-』宗文館, p. 345.
- 北條 浩. 1977. 『林野入会の史的研究(上)』, 御茶の水書房, p. 684
- 村串仁三郎. 2005. 『国立公園成立史の研究』, 法政大学出版局
- 山内一夫. 1974. 「浅間神社の所有地となった富士山頂」『ジュリスト』562, pp.43-45.
- 山梨縣. 1922. 『山梨縣林政誌』山梨県, p. 330.
- 山村順次. 1989. 「富士山北東麓山中湖村における観光地域の形成と機能」『千葉大学教育学部研究紀要』第37巻, pp.217-245.
- 山村順次. 1994. 『観光地の形成過程と機能』御茶の水書房, p. 336.
- 山本清龍. 2002. 「山中湖にみる保養地及び観光地としての史的展開と空間構造について」『ランドスケープ研究』65(5), pp.773-778.
- 「富士山高山植物を無断採取：容疑の男性書類送検」『山梨日日新聞』2014年8月21日, 27面.

(東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2017年12月12日受付, 2018年3月30日審査終了)

Development of Local Subsistence Activities and Protected Area Regime on the Northern Slope of Mt. Fuji

SAITO Haruo

This paper clarifies the reality of subsistence activities, especially regarding the gathering of non-timber forest products (NTFPs) historically, and investigates how such activities have been influenced by the national park system. Records of local people engaging in various gathering activities on the vast range of the northern slope of Mt. Fuji, where they accessed common lands, date back to the beginning of the 18th century, at the latest. Their activities occasionally reach the alpine area of the mountain. After the Meiji era (1860s–1912), these common lands were owned by the government, then the imperial court, and, finally, Yamanashi Prefecture. Accordingly, the commons became substantially institutionalized; in particular, the license system that allows gathering activities even in the alpine area of Mt. Fuji has been established and refined. While a movement advocating that Mt. Fuji and its surrounding area be declared a national park took place during the Taisho era and the beginning of the Showa era (1910s–1930s), local people did not actively commit to it. As Mt. Fuji was designated as a national park in 1931, the whole area of the commons at Mt. Fuji was brought under the national park system. The current national park system designates the alpine and subalpine zone of Mt. Fuji as special protection areas or special areas, which may prohibit the traditional gathering activities. However, commoners' associations still issue licenses for gathering activities even for the alpine zone. When the current "Natural Parks Act," which established a new system including special protection areas, was enforced in 1965, the Ministry of Health and Welfare and the Ministry of Agriculture and Forestry agreed that local people's activities regarding agriculture and forestry should not be restricted by the new national park system; this would be possible by treating these activities as "existing practice" before the time of enforcement. This is why gathering activities at special protection areas or special areas of the national park system are permitted. In the case of Mt. Fuji, this paper considers that the legitimacy of treating the case as an "existing practice" is guaranteed by the fact that the local gathering activities at alpine area can be dated back to before the Meiji era and that

The activities can be officially recognized because of the license system. However, it can be stated that there is no proper communication between commoners' associations and the local managers of the national park, so conflict may possibly occur in the future.

Keywords: Yamanashi Prefecture, common lands, national park, special protection area,
non-timber forest products (NTFPs)
